（様式１）

平成３０年度「長崎県教育委員会服務規律強化月間」実施結果報告書

所 属 名	佐世保市立大塔小学校	作成者	職名	教頭
電話番号	（０９５６）３３ ― ２７６２		氏名	薮　英彦

１　年間の実施内容（取組状況・実績等）

４　月	実施テーマ	・服務規律の確認・飲酒運転根絶・情報セキュリティーの徹底

・教育公務員としての心得や服務規律について確認。　・年間計画の作成と共通理解。
・服務規律遵守に対する校長指導。（教職員としての、体罰・飲酒運転の根絶　等）
・情報セキュリティー研修会（講師：日本ビジネスソフト）
・「ウィルスチェック」の方法確認。

取組状況チェックリスト

☑　不祥事根絶に向けて職員の意識が維持・継続される心に届くような取組だったか。
☑　職場の連帯強化と働きやすい職場環境づくりに繋がるような取組だったか。

取組の評価・改善点

・実際におきた事案について考えることは、不祥事事案を発生させない職場づくりにつながる取組であり、職場の連帯強化にもつながった。
・ＩＣＴ支援員と連携し、講師を招いて行った「情報セキュリティー研修」は、専門家の立場からの講義で、情報を管理する上での危機意識を高めることにつながった。
・ウィルスチェックの方法確認は転入職員がいるので、今後も毎年 4 月に実施し、共通理解を図ることが必要である。また、中途採用職員があった場合は随時指導する。

７　月	実施テーマ	・不祥事根絶のための働き方改革

・ＩＣカードによる出退勤記録導入についての確認を行った。その上で、超過勤務を減らすための働き方改革や、不祥事根絶に学校全体がチームとして取り組んでいく意識の高揚と共通理解を図った。

取組状況チェックリスト

☑　不祥事根絶に向けて職員の意識が維持・継続される心に届くような取組だったか。
☑　職場の連帯強化と働きやすい職場環境づくりに繋がるような取組だったか。

取組の評価・改善点

・ＩＣカードによる出退勤記録導入は、職員が出勤時刻、退勤時刻、超過勤務時間に考える上でよい機会となっている。毎月の出退勤記録簿の結果を配付することで、自身の働き方を見直すことができている。

１２月	実施テーマ	・不祥事防止　・飲酒運転根絶、交通事故防止

・本年度の主な不祥事事案を再度紹介し、不祥事が自分だけでなく家族、職場の仲間等多くの人に迷惑がかかる行為であることの再確認。
・コンプライアンス通信の回覧（年間を通して随時）
・退庁時刻を含めて、ストレスのない職場環境づくりの確認。（働き方改革）

取組状況チェックリスト

☑　不祥事根絶に向けて職員の意識が維持・継続される心に届くような取組だったか。
☑　職場の連帯強化と働きやすい職場環境づくりに繋がるような取組だったか。

取組の評価・改善点

・コンプライアンス通信は、定期的に発行され内容も多岐に渡っているので、服務規律の意識を高めていく上で効果的な資料である。毎回、全職員に回覧し、活用している。
・年末、年始は飲酒や旅行の機会が増えるので、服務規律を遵守する意識をもつように繰り返し指導をしている。結果、不祥事につながる事案はなかった。
・ＩＣカード導入により退庁時刻は早くなったが、カードの未登録での退庁も増えてきているので、今後、マンネリ化を防ぐための指導を行っていく。

２　服務規律委員会	
委員会名	服務規律委員会
構 成 員	所属内委員（７名　構成員：校長　教頭　主幹教諭　教務主任　研究主任　生活指導主任　養護教諭　） 外部委員　（６名　役職等：PTA 会長　学校評議委員５名　）
活動内容 （主なもの）	・服務規律強化月間の研修内容の検討 ・職員に対する個別の支援や指導
	活動内容の評価・改善点 ・研修内容については、学校の実態を踏まえて、必要な研修内容にテーマを絞って行うことができた。 ・研修内容を検討するための服務規律委員会開催の時間確保、外部委員の効果的な活用については、今後改善を図っていく。

３　年間を通しての計画の達成状況

年間を通しての取組状況チェックリスト

☑　不祥事根絶に向けた職員の意識が維持・継続されるような心に届く取組ができたか。
☑　職場の連帯強化と働きやすい職場環境づくりに繋がるような取組ができたか。

年間を通しての取組の評価・改善点

【評　価】
・３回の研修に加えて、県教委・市教委からの通知等があった場合は、できるだけ具体的に内容を説明し、注意勧告したり新聞記事等を配付したりすることで、不祥事根絶に向けた職員の意識の維持・継続を図ることができた。
【改善点】
・プラスワン運動を推進を行い、職員の負担軽減を次年度に向けて取り組み、働きやすい職場づくりを今後も進めていく。

■　管理職員による職員に対する指導状況
（不祥事発生に伴う「綱紀の保持」の通知があった場合のみ）

①指導年月日：平成３０年５月８日（通知日：平成３０年４月１６日）
・体罰及びハラスメント防止に努めること。
・職員同士が互いに声を掛け合う職場の雰囲気を作っていくこと。

②指導年月日：平成３０年８月９日（通知日：平成３０年８月３日）
・業務で取り扱う情報資産の持ち出しや流出がないように徹底すること。
・不祥事は、県民の期待と信頼を裏切る行為であることを再認識すること。

③指導年月日：平成３０年８月９日（通知日：平成３０年７月３１日、８月４日）
・勤務時間内外にかかわらず、信用失墜行為を絶対にしないこと。
・細かい問題や悩みについても、管理職に報告・相談すること。

④指導年月日：平成３０年１０月４日（通知日：平成３０年１０月４日）
・校内外において、「いじめ」等が発生していないか再点検を行うこと。
・「命を大切にする」ことを児童一人一人に感じさせる、工夫した取組を行うこと。

⑤指導年月日：平成３０年１０月１１日（通知日：平成３０年１０月１５日）
・わいせつやセクハラ行為の重大さについて、十分認識するとともに、疑われる行為すらしないように心がけること。
・常に教職員としての自覚を持ち、日々子どもたちの教育活動に全力で取り組むこと。

⑥指導年月日：平成３１年２月２１日（通知日：平成３１年２月１９日）
・わいせつ行為に関する懲戒処分が再発したことに対する危機意識を強く持つこと。
・これまで以上に教職員としての自覚をもち、日々子どもたちの教育活動に全力で取り組み、県民の信頼回復に努めること。

資料添付	有　・　無（○）